

# 6

## 給与支払報告書の提出について

### 事業者の皆様へ

給与支払報告書は、個人住民税の税額計算の基礎となる大切な書類です。各種書類等を確認し、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与を支払ったすべての方についても給与支払報告書を提出してください。なお、給与支払報告書には、必ず法人番号及び個人番号を記載してください。  
また、給与支払報告書提出の際は、ぜひeLTAXを利用してください。

### 1 提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者(従業員等)の令和6年1月1日現在における住所地の市町村に提出してください。中途退職者につきましては、退職時の住所地の市町村に提出をお願いします。  
※実際に居住している住所地と住民票の住所地が異なる方がいる場合は、住民票の異動手続きを行うよう説明してください。

### 2 提出対象者

支払額にかかわらず、令和5年1月から令和5年12月までに給与等を支払った方の個人別明細書(1部)を提出してください。  
※給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。

### 3 提出期限

給与支払報告書の提出期限は、令和6年1月31日(水)です。

### 4 提出先及び問合せ

861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町6 4 番地  
南関町役場 税務住民課 住民税係  
0968-57-8549 (直通)

ホームページ 「南関町 給与支払報告書」で検索

<http://www.town.nankan.lg.jp/>

トップ ⇒ くらし・安心 ⇒ 税金 ⇒ 個人町民税・県民税 ⇒ 給与支払報告書(総括表)の提出と特別徴収の実施について

給与支払報告書の記入方法について詳しくは、国税庁作成の「年末調整のしかた」又は国税庁ホームページを御覧ください。